

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように
に制定する。

平成19年10月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)